

使用開始日 2024年3月16日

投資信託説明書 (交付目論見書)

グローバルX 中小型リーダーズー日本株式 ETF

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

| 商品分類 | | | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|------|---------|--------|------|--------|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象 インデックス |
| 追加型 | 国内 | 株式 | ETF | インデックス型 | 株式一般 | 年2回 | 日本 | その他 (FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index(配当込み)) |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<https://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

| | |
|------------------------|--------------------|
| 委託会社名 | Global X Japan株式会社 |
| 設立年月日 | 2019年9月2日 |
| 資本金 | 25億円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 2260億53百万円 |
| | (2023年12月末現在) |

- 本文書により行なう「グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年3月15日に関東財務局長に提出しており、2024年3月16日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)」の変動率に一致させることを目的として、「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Indexについて

- FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Indexは、FactSet Research Systems Inc.が開発したグローバルもしくは国内における業界シェアでリーダーシップを発揮している日本の中小型銘柄で構成される株式インデックスです。
- 日本に上場する銘柄のうち時価総額3億米ドル以上100億米ドル未満の銘柄をユニバースとし、グローバルマーケットシェアが各セクターにおいて上位5位、もしくは国内マーケットシェアで上位3位に入る銘柄を選定します。選定された銘柄の中でROEや負債資本比率等を用いて算出されるクオリティ・スコア上位50銘柄が指数構成銘柄となります。
- 各銘柄はTruValue Labsが算出するESGスコアにより決定される数値を浮動株調整後時価総額に掛け合わせたESG調整後時価総額加重*により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大5%)。
 - *指数構成銘柄をESGスコアの高さで5分位に分け、第1分位に属する銘柄には1.2、第5分位に属する銘柄には0.8がそれぞれ各銘柄の時価総額に掛け合わされESG調整後時価総額が算出されます。
- 原則として毎年7月第四金曜日に指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

ファンドの目的・特色

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、1口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index(配当込み)」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
 - 解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年6月24日および12月24日です。

(注)第1計算期間は、2022年6月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

FactSetは、FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Indexの正確性および、または完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータおよびインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落または中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、または当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物または組織によって得られる結果について、明示的または黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的または使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株 価 の 変 動
(価格変動リスク・
信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

そ の 他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

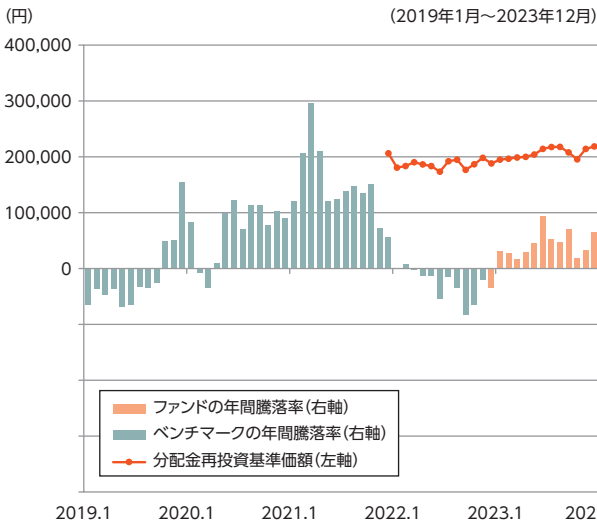
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

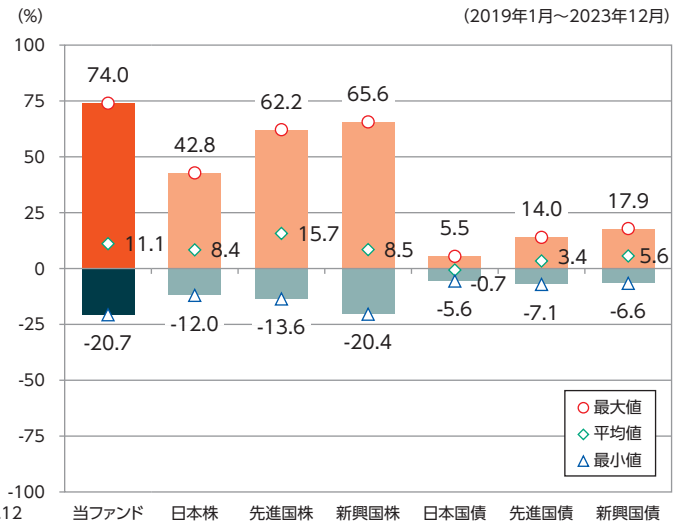
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

- 日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
- 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
- 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
- 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

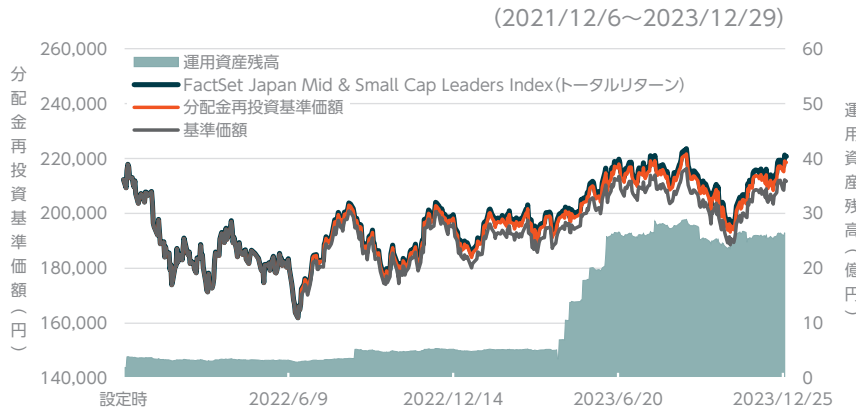
運用実績

● グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF

2023年12月29日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

分配の推移 100口当たり、税引前



| | |
|------------|--------|
| 2022/6/24 | 1,800円 |
| 2022/12/24 | 1,900円 |
| 2023/6/24 | 700円 |
| 2023/12/24 | 1,600円 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 設定来分配金合計額 | 6,000円 |

パフォーマンス

| | 1ヶ月 | 年初来 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|--|--------|---------|---------|------|--------|
| 基準価額 | +1.31% | +14.91% | +14.91% | ---- | -0.27% |
| 分配金再投資基準価額 | +2.08% | +16.17% | +16.17% | ---- | +2.96% |
| FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (トータルリターン) | +2.11% | +16.60% | +16.60% | ---- | +3.98% |

組入上位10銘柄

| 組入上位10銘柄 | | 対運用資産残高比 | |
|----------|-------|----------------|-------|
| | | 合計:52.20% | |
| 川崎汽船 | 7.66% | SGホールディングス | 4.80% |
| 商船三井 | 6.33% | ペイカレントコンサルティング | 4.54% |
| ZOZO | 5.55% | MonotaRO | 4.37% |
| 神戸物産 | 5.45% | GMOペイメントゲートウェイ | 4.34% |
| 日本オラクル | 4.86% | テクノプロ・ホールディング | 4.29% |

資産別構成

| 資産別構成 | | 対運用資産残高比 | |
|------------|-----|----------|--|
| 資産 | 銘柄数 | 比率 | |
| 国内株式 | 50 | 99.83% | |
| --- | --- | --- | |
| --- | --- | --- | |
| コールローン、その他 | | 0.17% | |
| 合計 | 50 | --- | |

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除していません。グラフ上のFactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index(配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

業種内訳

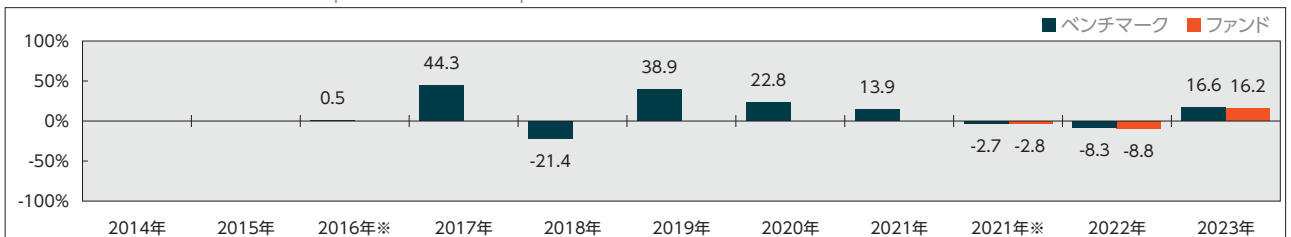


| 業種 | 対運用資産残高比 |
|--------|----------|
| サービス業 | 24.45% |
| 情報・通信業 | 20.23% |
| 海運業 | 13.99% |
| 小売業 | 9.92% |
| 卸売業 | 5.61% |
| 電気機器 | 5.50% |
| 陸運業 | 4.80% |
| 繊維製品 | 3.30% |
| 食料品 | 3.15% |
| その他 | 9.05% |

その他は現金及び現金同等物を含みます。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはFactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index(配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2016年※はベンチマークの起算日(7月22日)から年末まで、2021年※は設定日(12月6日)から12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



お申込みメモ

| | | |
|-----|----------------|---|
| 取得時 | 取得単位 | 「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 〈取得時のバスケット〉1単位当たりの取得口数 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。 |
| | 取得時のバスケットの決定など | ●委託会社は、当初設定日以降、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、当初設定日以降、取得申込可能日の毎日、販売会社に掲示します。 |
| | 取得価額 | 取得申込受付日の基準価額(100口当たり) |
| | 取得方法 | 追加設定は株式により行ないます。 |
| | 取得代金 | — |
| | 解約申込 | 解約申込により換金することはできません。 |

| | | |
|-----|------|-----------------------|
| 交換時 | 交換申込 | 受益権と株式との交換ができます。 |
| | 交換単位 | 委託会社が定める一定口数の整数倍 |
| | 交換価額 | 交換申込受付日の基準価額(100口当たり) |
| | 交換代金 | — |

| | | |
|--------|--------------------|---|
| 申込について | 申込受付中止日 | 〈取得申込みの受け付けの停止〉 ※次の1. から3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込みを受け付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき 〈交換申込みの受け付けの停止〉 ※次の1. から2. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込みを受け付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. 前1. から前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき |
| | 申込締切時間 | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したものの) |
| | 取得の申込期間 | 2024年3月16日から2024年9月17日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| | 換金制限 | — |
| | 取得・交換申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。 |

手続・手数料等

| | | |
|-----|---------|--|
| その他 | 信託期間 | 無期限(2021年12月6日当初設定) |
| | 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が2万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年6月24日および12月24日 (注)第1計算期間は、2022年6月24日までとします。 |
| | 収益分配 | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 |
| | 信託金の限度額 | 3,000億円に相当する株券および金銭 |
| | 公告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://globalxetfs.co.jp/]に掲載します。 |
| | 運用報告書 | — |
| | 課税関係 | <p>課税上は特定株式投資信託として取扱われます。</p> <p>特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除、益金不算入制度の適用があります。</p> <p>※2023年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p> |



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------------------|------|------|-----------|---------|----------|----------------------------|-----|-----|
| | 料率等 | 費用の内容 | | | | | | | | | |
| 取得時手数料 | 販売会社が定めるものとします。 | 取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — | | | | | | | | | |
| 交換時手数料 | 販売会社が定めるものとします。 | 受益権の交換に関する事務等の対価です。 | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
| | 料率等 | 費用の内容 | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額 | 運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 | | | | | | | | | |
| | イ.信託財産の純資産総額に年率0.3025%(税抜0.275%)以内(提出日現在は、 年率0.3025%(税抜0.275%))を乗じて得た額 ロ.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品賃料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額 | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 配分については、 下記参照 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。 | | | | | | | | | |
| 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ.の額(税抜)*</td> <td>年率0.25%</td> <td>年率0.025%</td> </tr> <tr> <td>ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)</td> <td>60%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。) | 委託会社 | 受託会社 | イ.の額(税抜)* | 年率0.25% | 年率0.025% | ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。) | 60% | 40% |
| 〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。) | 委託会社 | 受託会社 | | | | | | | | | |
| イ.の額(税抜)* | 年率0.25% | 年率0.025% | | | | | | | | | |
| ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。) | 60% | 40% | | | | | | | | | |
| *上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。 | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただけます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.04%以内を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) | | | | | | | | | | |

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|-------|-----------|---|
| 売 却 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 交 換 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 分 配 時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。